

# 自費工事の申請について

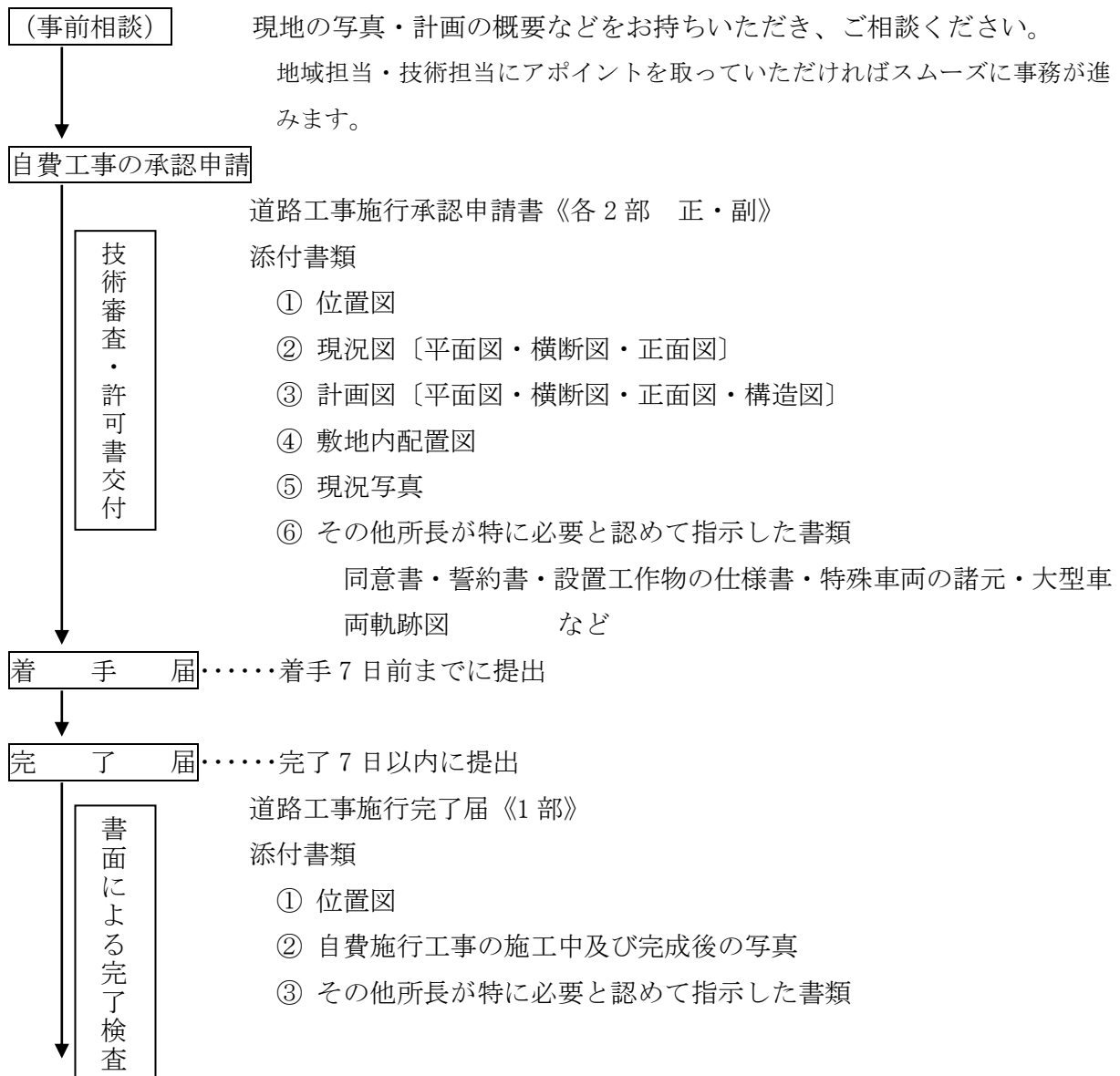
平塚土木事務所 許認可指導課  
〒254-0073 平塚市西八幡 1 - 3 - 1  
TEL 0463 - 22 - 2711  
内線 4113～4118

## 道路法第 24 条（道路管理者以外の者の行う工事）

道路管理者以外の者は、第 12 条、第 13 条第 3 項又は第 19 条から第 22 条までの規定による場合の外、道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。

但し、道路の維持で政令に定める軽易なものについては、道路管理者の承認を受けることを要しない。

## 事務手続きの流れ



## 車両出入口の設置工事承認の基準

\*参考 例規 P2001～

〔 道路法第 24 条の規定に基づき道路管理者以外の者の行う道路に関する工事の設計及び実施計画の承認に係る審査基準より抜粋 〕

既設歩道に車両出入口を設置するときは、道路法第 24 条に規定する道路管理者以外の者が道路管理者の承認を受けて行う道路に関する工事として処理します。

詳しい事項・ご不明の点については地域担当におたずねください。

(1) 車両出入口の仕様については、原則として以下のとおりです。

ア 歩道には、原則として1.0メートル以上の平坦部分（横断勾配2%以下とする部分。以下「平坦部」という。）を設けてください。

イ 歩道幅員が狭い場合には、車両出入り部を全面に切り下げて縦断勾配によりすり付けるものとします。この場合の縦断方向のすり付け勾配は、5%以下とします。ただし、地形の状況その他特別の理由によりやむを得ない場合においては、8%以下とすることができます。

ウ 歩道面と車道面との段差は5センチメートルとします。なお、自転車歩行者道にあっては、自転車乗り入れに適した段差とします。

エ 上記アからウによりがたい場合は、歩行者の安全性が確保できる構造としてください。

オ 既存の歩道形態による個別の車両出入口の仕様の詳細については、別添「車両出入口の設置構造基準」各図によるものとします。

(2) 車両出入口は、交通に支障のない場合に限り、1敷地（注1）について1箇所設置することができます。ただし、出入口を分離する必要のある施設（注2）等特別な事情がある場合は、2箇所まで車両出入口を設置することができます。

(3) 普通自動車の通行の用に供するものの車両出入口の幅は、4.2メートル以内としてください。ただし、車両の回転半径からこれにより難いと認められる場合にあつては当該車両の軌跡（注4）により算出した必要最小限の幅にまで増加することができるものとし、前号ただし書に規定する2箇所の車両出入口を1箇所とする場合にあつては、その幅を6.0メートルまでにすることができます。

(4) 大型自動車（注3）の通行の用に供するものの車両出入口の幅は、6.0メートル以内としてください。ただし、車両の回転半径からこれにより難いと認められる場合は当該車両の軌跡（注4）により算出した必要最小限の幅にまで増加することができます。

(5) 第2号から前号までの規定にかかわらず、複数車両の駐車のために供するため、2台以上の駐車箇所を設ける場合で、敷地の形状から当該車両が敷地内において転回が著しく困難あるときは、別添「車両出入口の設置構造基準」別図4の基準により、必要最小限の区間に

ついて全面切り下げによる出入口を1敷地につき1箇所設置することができます。

- (6) 第2号から第5号までの規定にかかわらず、消防法、危険物の規制に関する政令及び神奈川県建築基準条例等、他の法令により出入口の幅が規定されている場合は、その幅とすることができます。
- (7) 第2号から第5号に定める基準により難しいときは、道路部長に協議して決定するものとします。
- (8) 歩行者及び車両の交通の安全を確保するために必要があると認めるときは、当該車両出入口その他必要と認める箇所に交通安全施設を設けさせるものとします。
- (9) 街路樹を撤去する必要がある場合は、移植をさせるものとします。ただし、土木事務所長が移植の必要がないと認める場合はこの限りではありません。
- (10) 歩道内に既設の道路排水施設等が設置されている場合は、補強措置を講じさせるものとします。
- (11) 既設のガードレール及び横断防止柵の撤去を伴う場合は、最小限の範囲（注5）に限り、これを撤去することができるものとします。
- (12) 別添「車両出入口の設置構造基準」別図2の場合において、車両出入口を1敷地について2箇所設置するとき又は既存の車両出入口以外にさらに車両出入口を1箇所新設するときで、標準ブロック区間が10.0メートル以下となるときは、舗装路面だけを下げたフラット形式とするものとします。ただし、現地の状況から、これにより難しい場合は、この限りではありません。
- (13) 既存の車両出入口を廃し、新たにそれと一部重複する箇所又は異なる箇所に車両出入口を新設する場合は、既存の車両出入口は原状に復旧させるものとします。

また、既存の車両出入口の幅が(2)から(4)の基準を超えるものであっても、新たに設置する車両出入口については(2)から(4)に定める基準に合致しなくてはなりません。

(注1) 建築基準法施行令第1条第1号の定義による、一の建築物または用途上不可分の関係にある二以上の建築物のある一団の土地をいう。なお、道路によって二分されている場合は、それぞれ別の敷地として取扱う。

(注2) 出入口を分離する必要を生じる施設としては、複数車両の駐車のために供するため、2台以上の駐車箇所を設ける場合で、敷地の形状から当該車両が敷地内において転回が可能であり、道路管理上出入口を分離した方が交通の支障とならないと認められる施設をいい、業種形態は問わない。

(注3) 道路交通法施行規則第2条に定めるもの。また、最大積載量が2,000キログラムを超える貨物の運搬の用に供する車両及び道路交通法施行規則第2条に定める大型特殊自動車

も本項の車両出入口の幅については、これに準じるものとする。

(注4) 当該道路平面図(縮尺1/500程度)に軌跡図(回転半径も図上に記入)を記載し、あわせて車両の諸元(車名形式、最大積載量、車両総重量(車両重量+定員×55キロ+最大積載量)、全長、全幅、最大軸重、最小回転半径、軸距、ボデーリヤオーバーハング、前輪距、後輪距)も記入すること。

(注5) (2)から(4)により土木事務所長が認める車両出入口幅を設置するのに必要となる最小の開口範囲を言う。ガードレール及び横断防止柵の単位当たりの長さは考慮するものではない。